

大雨により、被災された地域のお客様に対する電気料金等の特別措置について

2020年7月3日からの大雨により被災されたお客さまに、心からお見舞い申し上げます。弊社は、弊社と電気契約をいただいているお客さまについて、大雨の影響により、災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域において、施設に被害を受けられたお客さまからお申出があった場合には、下記のとおり特別措置を適用させていただきます。

<災害救助法の適用地域>

長野県 4 市 4 町 6 村、岐阜県 6 市、福岡県 4 市、熊本県 5 市 6 町 5 村、大分県 2 市 2 町、鹿児島県 6 市 1 町

*適用地域については、内閣府による「災害救助法の適用都道府県」に準じて更新されますので、最新情報については、「内閣府発表_災害救助法の適用状況」をご参照ください。

【長野県】

松本市、飯田市、伊那市、安曇野市、上伊那郡宮田村、下伊那郡阿南町、下伊那郡阿智村、下伊那郡下條村、下伊那郡売木村、木曾郡上松町、木曾郡南木曾町、木曾郡王滝村、木曾郡大桑村、木曾郡木曾町

【岐阜県】

高山市、中津川市、恵那市、飛騨市、郡上市、下呂市

【岐阜県】

飛騨市、郡上市

【福岡県】

大牟田市、八女市、みやま市、久留米市

【熊本県】

八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町

【大分県】

日田市、由布市、玖珠郡九重町、玖珠郡玖珠町

【鹿児島県】

阿久根市、出水市、伊佐市、出水郡長島町、鹿屋市、曾於市、志布志市

<上記地域に隣接する地域>

【山梨県】

南アルプス市、北杜市

【長野県】

上田市、岡谷市、諏訪市、駒ヶ根市、大町市、茅野市、塩尻市、小県郡青木村、小県郡長和町、諏訪郡下諏訪町、諏訪郡富士見町、上伊那郡箕輪町、上伊那郡飯島町、上伊那郡南箕輪村、下伊那郡松川町、下伊那郡高森町、下伊那郡平谷村、下伊那郡根羽村、下伊那郡天龍村、下伊那郡泰阜村、下伊那郡喬木村、下伊那郡豊丘村、下伊那郡大鹿村、木曾郡木祖村、東筑摩郡生坂村、東筑摩郡山形村、東筑摩郡朝日村、東筑摩郡筑北村、北安曇郡池田町、北安曇郡松川村

【岐阜県】

関市、美濃市、瑞浪市、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村

【静岡県】

静岡市、浜松市、榛原郡川根本町

【愛知県】

豊田市、北設楽郡豊根村

【富山県】

富山市、南砺市

【石川県】

白山市

【福井県】

大野市、柳川市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡東峰村、三井郡大刀洗町、三瀨郡大木町、八女郡広川町、田川郡添田町

【佐賀県】

鳥栖市、神埼市、三養基郡みやき町

【熊本県】

荒尾市、山鹿市、菊池市、宇城市、阿蘇市、下益城郡美里町、玉名郡南関町、玉名郡和水町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町、上益城郡山都町、八代郡氷川町、天草郡苓北町

【大分県】

大分市、別府市、中津市、竹田市、宇佐市

【宮崎県】

都城市、小林市、串間市、えびの市、児湯郡西米良村、東臼杵郡椎葉村

【鹿児島県】

垂水市、薩摩川内市、霧島市、薩摩郡さつま町、姶良郡湧水町、曾於郡大崎町、肝属郡東串良町、肝属郡錦江町、肝属郡肝付町

・特別処置の内容

① 電気 料金の支払期日の延長（満了日は検針日等により相違）

被災されたお客さまの 2020 年 6 月分（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る）、7 月分、8 月分及び 9 月分の電気料金の支払期日を各々 1 カ月間延長します。

② 不使用月の電気料金の免除（満了日は検針日等により相違）

被災日が属する月から 6 カ月間に限り、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金を免除します。

③ 工事費負担金の免除（2021 年 1 月末日まで）

被災した需要家が被災時から引き続き全く電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行った場合で、その申込みが 2021 年 1 月末日までに行われ、かつ、その申込みの内容が次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。

(1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。

(2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力をこえないこと。

④ 臨時工事費の免除（2021 年 1 月末日まで）

被災したお客さまが被災後、臨時電灯または臨時電力の申込みを行う場合で、その申込みが 2021 年 1 月末日までに行われるときは、その臨時工事費を免除する。

⑤ 使用不能設備に相当する基本料金の免除（2021年1月末日まで）

従量電灯C、低圧電力契約の被災したお客さまで、電気設備が災害のため、復旧まで一時使用不能となったものについては、2021年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

⑥ 引込線等取付位置変更に係る費用の免の免除（2021年1月末日まで）

被災したお客さまが被災後、引込線、計量器、その付属装置、区分装置および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを行った場合で、その申込みが2021年1月末日までに行われ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

・特別処置の申込み方法

この特別措置の適用をご希望されるお客さまは、弊社までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

株式会社エフエネ

TEL：0120-133-663

営業時間:10時～17時30分（夏季・年末年始・土日祝を除く）